

令和元年度 第2回

# 新宿区消費生活地域協議会

令和2年1月31日（金）

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課

○事務局 皆さん、こんにちは。

お時間よりまだ少し前なんですけれども、ご出席予定の方、皆さんおそろいになりましたので、これから令和元年度第2回新宿区消費生活地域協議会を開催いたしたいと思います。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

座らせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます新宿区立新宿消費生活センター所長の皆本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、事務局からのご連絡なんですけれども、この会議、議事録作成のために録音及びカメラの撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、ご発言の際は、お手元のマイク、真ん中のボタンを押していただきましてからご発言をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、文化観光産業部長よりご挨拶申し上げます。

○菅野委員 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しいところ、新宿区消費生活地域協議会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。お忙しい季節、ありがとうございます。

今回2回目ということでございまして、前回は7月に第1回ということで、大きなテーマとして2点、消費者教育の推進、また消費者安全の確保というところでご提案をさせていただきます。その後、教育のほうにつきましては、成年年齢の引き下げを見据えた教育について、また安全確保につきましては、特に配慮を要する消費者の見守りについてを中心に区教育委員会、また関係機関の皆様方と協議検討をさせていただいてまいりました。本日はその検討の結果ですとか、事例の紹介、また今年度の事業の実績報告、そして来年度の予定等々につきまして説明をさせていただき、皆様方から忌憚なきご意見を頂戴いたして参考にさせていただければと思っておりますので、本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第でございます。資料1として委員名簿でございます。資料2は、くらしを守る消費生活展のしおりでございます。資料3が「消費社会を学ぶ 中学校用の副読本」です。資料4といたしまして、消費生活上特に配慮を要する消費者のガイドライン、それから資料5、事例でございます。最後に資料6、悪質商法被害防止支援事業と書かれた資料でございます。また、本日参考資料といたしまして、しんじゅく区くらしの情報第252号と若者向け

悪質商法被害防止リーフレットを配らせていただいております。資料不足でございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ここで今回から新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきたいと思えます。

資料1の委員名簿ですけれども、9番目ですが、新宿区民生児童委員でいらっしゃいます佐藤様です。

○佐藤委員 皆様初めまして。角筈地区の民生委員の佐藤です。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 よろしくお願いたします。

次に、委員名簿15の新宿高校の先生でいらっしゃいます村田様でございますが、本日学校行事と重なってしまいまして、欠席ということでご連絡をいただいております。

それではこれより進行を西村会長にお願いたします。

○西村会長 どうも皆様こんにちは。前回に引き続きまして、第2回ということで進めさせていただきます。

ちなみにきょう、ご欠席ですけれども、新宿高校というのは僕の母校でもあります。それはともかくとしまして、ちょうど先週、プラスチック汚染に関する集まりがお茶の水でありまして、それに参加しましたところ、日本はレジ袋の有料化というのが夏から始まるということになっています。抜け穴がいろいろあるやに思いますけれども、既にアフリカのルワンダ初め諸国では、レジ袋禁止というのを既に2006年からやっているというようなことで、紙袋を既に包装に使っていると、そんなような状況下で日本がどこまでやっていけるのか、まさにSDGsの流れの中で地球の温暖化の問題、オーストラリアもまだ火災が続いているようでございます。そういったことも含めて、消費生活の問題、まさに自分事として捉えていかななくてはいけないと改めて感じている昨今でございます。

それでは、また本日もよろしくお願いたします。

きょうは先に消費者教育推進に関するテーマを扱いまして、後に後半で消費者安全の確保についての意見交換という予定で進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、本日の次第に沿ってお願したいと思えます。

消費者教育の推進についてのまず1番目、第39回新宿区くらしを守る消費生活展の実施報告ということでございます。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局 消費生活就労支援係長の染谷です。座って説明させていただきます。

それでは、資料2の消費生活展展示のしおりをごらんください。

消費生活展は、隔年で実施しており、第39回新宿区くらしを守る消費生活展として、1月17日、18日に前回と同じく新宿駅西口広場イベントコーナーで開催いたしました。来場者数は推計になりますが、8,000人ぐらいかと思います。消費生活展の開催に向けましては、新宿区と参加団体によって実行委員会を組織し、実行委員会で内容を詰めてまいりました。今回のテーマはこの表紙にも書いてありますが、「SDGs 人・社会・地球環境にやさしい消費を」ということで、昨年度の消費生活シンポジウムのテーマである「新宿からの発信“SDGs” あなたの選択で世界を変える」を踏まえて実行委員会で決定いたしました。実行委員会ではSDGsを身近な問題として捉え、できることから始めようという思いを込め、さまざまな年代の方々に関心を持っていただけるような内容にいたしました。具体的な展示の内容は、この表紙から3枚めくっていただきますと、表になっております。

展示ブースのほうは参加団体14団体、協賛団体が19団体、ステージには15団体が参加しました。参加団体がブースごとに掲示している看板には、SDGsの17の目標から展示の内容に合わせて該当するアイコンを入れてSDGsへの理解が進むようにいたしました。

もう1枚めくっていただきますと、ステージの内容が記載してございます。ことしはステージのほうでは、四谷小学校5年生による小型家電リサイクル～メダルプロジェクトについての発表があり、とても好評でした。真冬のこの時期で特に2日目はみぞれまじりの雨でとても寒かったんですけども、大きな事故もなく成功してよかったと思っております。

アンケートは現在集約中ですが、その結果も踏まえて、今後のシンポジウムや消費生活展に生かしていきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上で消費生活展の実施報告とさせていただきます。

○西村会長 続いて、鍋島委員からお話しいただければ、コメント、消費生活展に関していかがでございましょうか。突然で申しわけないです。

○鍋島委員 皆様本当に、この中でも来ていただいた方がいらっしゃいました。ありがとうございます。

この消費生活展は本当に初めから考えてみれば、SDGsという名前がなかった時代、第1回目ころから今のSDGsのような取り組みをしておりまして、小学校、それから大学、それから町会とか、そういう方々も入ってくださりまして、警察のほうでもミニコントでち

ゃんと出て、いろいろ被害のことも言っていただきまして、このような取り組みで、ことは本当に広がったと思っています。

私たちが第2回目からずっとやっておりますけれども、見ていただければわかるので、時間がないので、これをごらんいただきたいと思います。消団連としてもSDGsのことで、2年前はエシカル、その次には、2年おきですので、シンポジウムでやはり西村先生を座長となさいまして、エシカル、SDGsの関係も討議しまして、それも踏まえてエシカルとSDGsを紹介させていただき、グループの中でも、40年もこの問題に取り組む、どうしてかという、農薬が50年代にかかりまして、生産者も、私たちはその時代子育て、赤ん坊の子育てしてましたので、農薬のかかったものを食べたお乳を飲ませたくないというようなことから、山本元区長が言い出して、議会で承認されて、消費者センターの関連でPRと販売、今でもやっておりますけれども、そういうことも勉強しましたら、命を守り、環境を守るといところでこの12に当たるということで、長い間こういう取り組みをこの団体でもしておりますので、これをまたご覧になって、いろいろなところでSDGsの表示がついておりますので、ごらんになっていただきたいと思いますということです。

○西村会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様方の中で、この消費生活展をのぞきに行かれたという方、いらっしゃったら、恐縮ですけれども、印象などお話しただけたらと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

前田さん、お願いします。すみません、突然ですが、それこそ、この辺から情報が来ましたので、ちょっとお願いできればと思います。お願いいたします。

○前田委員 私、初めて参加させていただいて、随分お寒い日でした。で初めて私見せていただきました。何人かを連れてぞろぞろと行ってお邪魔してまいりましたんですけれども、大変何か期待に応えられるようなこと、私が自慢できるようなことをみんながこういった連中に自慢できるようなこともたくさんやっていただいておりますので、これはすごいなと思ひまして、初めて参加するに当たって、私も一生懸命みんなに説明しようと思ったんですけども、なかなかその説明ができなかったんですけれども、中に入っていらっしゃる方が全部丁寧に皆さんが教えていただいたり、そんなこともやっていただいたりして、皆さんとても喜んで帰ったというような状況です。

もちろん私も喜んで帰ったんですけれども、なかなかこういう機会もないと思いますけれども、これからもできるだけますます皆さんにわかりやすいようなことで頑張っただけ

ればすごいいのかなと思って帰ってまいりました。非常に参考になりました。ありがとうございます。

○西村会長 どうもありがとうございます。

松井さん、的場さん、今回は。

○松井委員 ちょうどいませんでした。入試でしたですもので。

○西村会長 そうですね、シーズンですものね。

私もちょっと日程が重なってしまっ行って行かれなかったんですけども、いろいろな形で各地で消費生活展、できるだけ町が目抜きになるようなところでやっております。そういう中で西口広場という多くの方が通られる、先ほど8,000人というふうにご説明ありましたけれども、ちょっと年齢層なんか調べられたかどうか、若者がどのぐらい来てくれたのか。

特にSDGsを考えると、20年、50年先の問題に向かってリサイクルをしていこうとか、そういうことでございますので、若い方、小学校の方の参加もあったということが非常にありがたいことですし、拝見しますと、大学生の展示も幾つもあったということで、大変ありがたいというか、そういう方たちが積極的に、真剣に取り組んでいただけたというのが今後の30年、50年先を見越した消費生活のあり方を考えるのに有効だというふうに思いますが、何か年齢的なことでありますか。

ざっとでも結構でございます。

○事務局 まず、展示やステージに出てくださいました方々なんですけれども、今、会長のほうからお話しがありましたように、展示のほうもステージのほうも今回大学生に何団体か出ていただいたところが結構特徴的かと思うんですけれども、しおりを1枚、2枚めくっていただいた展示内容の表のところなんですけれども、大学生、入っているのが、右側の協賛団体のところで、17番の早稲田大学社会学部、18番の目白大学社会学部、このあたりはいつも出てくださっているところなんですけれども、今回、19番の工学院大学、出てくださっております。

それから、ステージのほうのイベントになるんですけれども、1枚めくっていただきまして、事務局の染谷のほうからも申し上げましたが、1日目、17日の一番最後のところで、四谷小学校の5年生が、小型家電リサイクル～メダルプロジェクトということで、発表してくれまして、きょうは四谷小学校の校長先生お休みなんですけれども、非常に小学生が発表すると皆さん、人が集まってきましたし、お母様方が来てくださるので、お母様方のお友達とか、お母様方で結構人が集まってきたような、にぎやかな感じになって非常によかったという

ころがありました。

それから、18日のほうで、12時からのところ、ニューオリンズジャズと書いていますけれども、これも学生さんで、ちょっと人寄せに若い方が活発にやっていたらというところで、来てもらいたいというところをお願いして、出ていただいたりですか、あと、目白大学さんが18日の1時から出てくださっていたりというところで、若い方が少しずつ参加してくださってきているようなところになっております。

アンケートもとっておりまして、大体集計が終わりかけというところなんですけれども、来場者の方でアンケート書いてくださった方は60代のあたりが多かったのかなという印象でございます。小学生の発表や大学生の展示発表があったので、その分若い方がふえていたという印象はあるんですけれども、ご高齢の方も結構いらしたというところでございます。

○西村会長 鍋島さん。

○鍋島委員 すみません、小学生が和太鼓、一番初めの、あそこも毎年小学校でやってくださっていますので、その関連の方も大勢来てくださっています。

○西村会長 どうもいろいろとご指摘、ご報告、ありがとうございます。これは隔年でやっていくということで今後も続くんだろうと思いますが、若者たちができるだけ集まるような、あるいは親子連れでちょっとのぞいてみるようなことができるような、そんな取り組みを今後も期待したいというふうに思います。

こんな言い方していいかわからないんだけど、消費生活展という名前が古くさいなど。何か消費者庁の仕事を市議会ですべてやっていたときに、倫理的消費研究会というのをやったんです。何その名前という話から始まって、イベントはせめてちょっと今ふうということで、エシカルラボという名前がついたというようなこともあります。ですから、SDGsフェアでも何でもいいんですけれども、何かちょっと先取りするようなことにしたほうが、例えばどこかでご案内するときに、消費生活展やっています、消費生活展やっていますと言ったときに、何それみたいな感じに思うのは私だけかもしれませんが、僕も高齢者、もちろん高齢者なんですけれども、何か若い人たちが食いつきやすいような、SNSを見てやってきたなんていうのがばんばん集まってくるような、ちょっとのぞいてくれるような、そんなことができたらいいのかなと、これはもう本当に個人的な感想で恐縮ですが、思った次第でございます。

何か皆様からご意見等、どうぞ、的場委員お願いします。

○的場委員 的場でございます。

先ほど、お話しを聞きながらちょっと思ったんですけども、昨年、よくファッション誌とかを見ていると、サステナママというキャッチコピーがすごく出ておりまして、サステナブルに興味がある、ファッションに興味があるママを特集したようなファッション誌というのが非常に多かったのもので、このプログラムの中でもそういったものが取り上げられたら、若い世代から、さまざまな年代、そして親子でもそういったものに来られるのかななんて思ったりもしました。

それから、SDGsに関しては、中学入試の問題でもすごく出ておりまして、都内の小学生は必ずから中学入試が始まりまして、うちの息子も必ずから受けるので、すごくどきどきしておりますが、過去問とかを見ていると、非常に4教科の中で国算理社、さまざまな分野でSDGsに絡めたような問題が非常に出ておりまして、子供たちも嫌でもそれを学ばなければいけないような今環境にいると思っております。また、中学も結局そういった問題が出るものですから、SDGsをツールとしたそういったさまざまな問題というものもつくって本も売り出しているぐらいですので、子供たちにとっても非常に小学生も問題意識を持って今考えているんだと思っております。ですので、こういった消費生活展でも小学生を呼べるような、それこそQ&Aでちょっと難しいような問題を入試にも役立つような問題を出したりすると、またちょっと親も子も学べるので、非常に教育意識の高い親子にとってはいいのかななんて思っております。

以上です。

○西村会長 大変いい話です。大学入試でも出したほうがいいですね。

いろいろなところで関心を高めていくツールは必要だろうと。今伺っていて、サステナフェアとかそんな感じにするのも、サステナフェア新宿とか、僕はそんなふうになると以外に若い層が、若いお母様方、お父様たちが見えるかもしれないと思いました。

ちょうど中学校の授業実践を見る機会が広島のほうでありまして、せんだって行きましたんですが、そこではアップサイクリングということをテーマにして、今、中学生の授業なんですけれども、自分が小学校の子供のころ着て、着られなくなったけれども、大事にしていたり、とってあるものがあるわけです。Tシャツとか、それをうまく自分なりに切ってそれで小さなポーチをつくるとか、男子がそういうのをやって釣りざお入れをつくるとか、まさにリサイクルじゃないんです。それがまた元に戻るわけじゃないですから、ある部分を活用して、つくって長く使っていくという非常に面白い、しかも子供たちが興味を持つよう



な取り組みの実践があつて、かなり関心を皆さんから得ていました。

そんなことで、少しまた次の消費生活展に向けて、ご検討いただければありがたいというふうに思います。

ありがとうございました。

続きまして、2番目の成年年齢引き下げを見据えた消費者教育について、こちらのほうに進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、この点につきましては意見交換ということでございますけれども、前回の協議会、大分前になってしまいますけれども、教員の働き方改革の点から夏休みの研修講座の数を減らしたということ、あるいは消費者教育副読本の改訂を2年に1度から3年に1度にしたというような、ご報告がございました。こうした状況の中で、都の消費生活総合センターのウェブ教材、あるいは消費生活センターの出前講座などを活用していきたいというご意見を拝聴したところであります。次年度に向けまして、教育支援課長あるいは校長先生等から具体的な取り組み予定等がございましたら、まず最初にご意見を頂戴したい。あるいはご報告をいただきたいと思います。

教育支援課長、よろしゅうございますか。

○内野委員 教育支援課長の内野と申します。日ごろから教育行政にご理解ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

着座にて失礼いたします。

まず、小学校のほうで四谷小学校の石井校長先生が本日欠席になりますので、小学校の取り組みについてご説明させていただきます。

まず、小学校のほうでは学習指導要領が改訂になりまして、来年度から社会科、家庭科の分野でさらに消費者教育の充実が図られるところでございます。教科書も変わりますので、しっかりと学習指導要領に基づいた教育を行っていくことが大切であると考えています。

前回の第1回目の会議のときに、ぜひ消費生活センターの相談員さんの出前講座なども利用させていただきたいというお話をさせていただきました。これにつきましても、まずは四谷小学校のほうで一度実践をさせていただきまして、その結果を校長会などで共有させていただきながら、幅広くいろいろな学校で展開されていければいいのではないかと考えているところでございます。

先ほど会長からお話いただきました夏期研修なんですけれども、来年度はオリンピック・パラリンピックの開催がございまして、今年度は4日間で研修を行ったところが、来年

度は2日間にまたかなり研修が精選されまして、こま数が少なくなるというところでなかなか消費者教育に関するものを盛り込むのがちょっと難しいような話は、今教員のほうとも確認をさせていただいているところです。

ただ、研修に限らず、幅広く消費者教育ですとか、環境にやさしいエコな活動について取り組みをしまして、例えば本年度ですと、環境日記というものを以前から取り組んでいるんですけども、小学生の子供たちが環境に関するもの、エコな消費に関するもの、そういったものを日記をつけまして、今年度は1,061点出しています。日ごろから実践していることや気づいたこと、調べたこと、そんなものを盛り込んだ日記をつけていますので、そういった取り組みを今後も推進していきながら、消費者教育の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

私のほうはから以上になります。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、校長先生のほうからお話をいただけますでしょうか。島田先生。

○島田委員 落合二中の校長の島田でございます。よろしくお願いします。

本校の家庭科の消費者生活についての取り組みについてお話をさせていただきます。

1つは家庭の経済に関する学習内容についてなんですけれども、1つ目は、消費者の責任と権利についてということで学習をしております。

まず、消費者としての基本的なスタンスを学ぶ。そして契約について知っていくというふうな流れです。2番目としては、商品の選択から支払いに至るまでの手順について、商品の選択、購入場所、店舗の種類など、そして支払い方法、そして3番目としてはよりよい消費生活を求めるということで、悪質商法について知る、そして問題のない商品の購入について考える。そして環境を守る消費者行動について考えるというふうなことで、教科書等利用しながら取り組んでいるという状況です。

そして、また生徒の主体的な活動としましては、1つとしては、自分の生活を振り返って消費行動の問題点を見つけ、問題の解決を行っていくというふうなことを行っています。

どういうふうにやっていくかと申しますと、幾つかの消費行動を取り上げ、ロールプレイをすることでよりよい消費行動を体得していくというふうなことをやっております。

また2番目としては、エコバッグやエコたわしなどを作成していきながら、生活の役に立つものを製作していくと、そんなような取り組みをしているということで報告を受けております。実際に私も授業を見ております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、成年年齢引き下げを見据えたといいますか、もう22年ですから再来年からということになります。今の高校1年生は3年生になったときに、誕生日をもって成人になるということになるわけですが、そういうものに対して指導要領の関係が小学校がことし4月から、中学校が来年4月から、再来年4月から高校と順次変わっていくわけですが、この流れ、あるいはこれからもっとこういうことをすべきなんじゃないかということも含めてご発言をいただければというふうに思います。

どなたでも結構でございます。ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○事務局 事務局からなんですけれども、きょうはご欠席の新宿高校の村田先生なんですけれども、この協議会で高校について何かご意見等ありましたら、この協議会の後にご報告に伺いたいと思っておりますので、高校に関することでももしご意見があったら、お願いしたいと思います。

○西村会長 ということだそうですね、いかがでございましょうか。

小学校の教科書、4月から使用される新しい家庭科の教科書を見ましたんですけれども、売買契約という言葉がどんと出てまいります。小学生に、正式の文字表現はきちんと頭に入っていないんですけれども、買う人の申し入れに対して、売る人の承諾、ちょっと違う言葉かもしれません、で売買契約が合意によって成立しますということで、売買契約の基礎を扱うということになっているものですから、指導要領が、そこがいきなりどんと入ってまいりました。それをどうやって、普通の約束と、例えば何といいます、廊下を走らない。それに対して契約は守らなくてはいけません。どっちも大事な約束事なんだけれども、契約というものと、通常の学校の中の決まりとか約束と何が違うのかとか、そういうことを恐らく先生方はきちんと教えられるのじゃないかというふうに思います。

中学になりますと、2者間契約に加えて3者間契約ということでクレジット契約が入ってまいります。高等学校は従来3者間契約をやっていたわけなんですけれども、高等学校の場合ですと、さらにリスクマネジメントに加えて、資産形成とか、要するに生涯を見据えた生活設計というようなことが入ってまいりまして、そこではさまざまな金融商品という言葉が出てまいります。株式、債券、投資信託、保険、そういったものもメリット、デメリットなどを学ぶというふうに学習指導要領解説というのも文科省が出していますが、そちらのほうには

書いてございます。

それで、何を教えればいいんだという話が一方にあって、先生方も困っているところもあるようでございます。今、高等学校の検定教科書が編さん中です。私も某社の校閲というのにかかわらせていただいていますけれども、非常に何というんでしょう、どこまで書いたらいいかということはなかなかまとまらない。期限があるので、ちょっと急いで検定に出してということになるだろうと思いますけれども、いずれにしても、かなり細かいことを扱います。

そして、社会科のほうも高等学校は公共という科目が登場します。従来やっていた現代社会にかわって公共になります。この公共になると、法律がかなり入ってきます。私法とは何ぞやというような話が出てきます。かなりこれは法学部的な中身だなというのを感じます。私法の社会的意味なんていうことが例として挙がっています。そうすると私有財産制とか、いわゆる権利特措法の話についても考えていかせようということだろうと。

公法と違った捉え方、市民社会の基本原則原則というようなことを今の高校の先生方が、失礼けれども、どこまで理解されているか。というのは、経済分野、法律分野から社会科の公民の教員になる方が少ない。地歴と公民両方をとると。少なくとも私が勤めていました横浜国大では、歴史分野を中心にやってきた学生たちが地歴公民、両方一緒にとるというようなことが多く、そうすると、ちょっと経済、法律、社会科学系のほうが苦手だという方がいる。

さらには、家庭科分野でも消費は指摘されますが、家庭経済分野は分野として小さいものですから、どうしても調理学、食品学、栄養学、あるいは被服学、住居学、児童学、家族関係とそういったことを専門にやってきた方が家庭科の免許を取られるということになると、どうしても経済分野、法律分野というのは苦手と、しかも教科書では後ろのほうにあるというようなことがあって、なかなか充分ご理解を得られないというようなことがあります。

ちょうどきのう、群馬県の高校家庭科の研修会に呼ばれて、100人ぐらいの県下の先生方に社会を疑えみたいな話をしてきたんですけども、なぜ成年年齢引き下げなんだとか、その根本的なところから考えて、なぜ消費に権利があるんだとか、そういうところからかなり刺激的な話をさせていただいて、いい感想もかなりいただいたんですけども、そんなことで相当先生方もお勉強していただかなくてはいけないんじゃないかと。国のほうは成年年齢引き下げだから、被害の未然防止に備えるために、契約は慎重にとか、契約書はしっかり読めとか、いろいろな話ししますけれども、スマホの分割払いも高校3年のうちにはできてし

まうわけです。悪質商法ばかりでなく、ビジネスはチャンスとばかりに、目を向けているでしょうから、子供たちにしっかり身につけるような教育が不可欠なんだろうというふうに思っています。すみません、長くなりました。

ご意見ございましたら、どうぞ、鍋島さん。

○鍋島委員 私も実は消費生活相談員だったんですけれども、今回の大学生がいらしていたんで、それを踏まえて、暇なときに、ちょっと聞いたんですけれども、消費生活という分野が高校大学は教わっていないと。だから消費生活には、ここにもありますように、消費社会を学ぶという、中学編にもありますように、衣食住あるわけです。だけれども、それは消費生活といたら悪質商法とか、高齢者がかかるものだろうとか、そういうような返事なんです。

でも、今の方はユーチューバーとか、そういうことでもうネットの中で経済的な問題に入っているじゃないですか。だから、そういうのは消費生活の中に、頭の中では全く入っていないんです。自分たちの問題ではないという感じで、学問的にも消費生活学なんてないですから、消費者庁の方も生活展に出ていたんで話したんですけれども、消費者庁としても、教育の問題でどういうふうにするのかというのは、皆さんと一緒に検討していただかないと、ただ悪質商法だ高齢者だになってしまいそうなので、若者があれなので、今、先生のお話伺いましたけれども、年齢引き下げは相当大変な問題が出るんじゃないかなと心配です。

○西村会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

松井さん。

○松井委員 我が家には二十歳になったばかりの男子がいるんですけれども、二十歳というと、いわゆる成人ですが、18歳で選挙権は持てるようになり、でもアメリカに行くとお酒は21歳からしか飲めなかったりして、なかなか線引きが自分の中でうまくできないなあと、そういうような感情を持っているように思われます。

実際、成人の年齢が下がっていくに際しまして、世の中キャッシュレスの方向になっていますけれども、実際にはスマホの決済でお金が払えなくて困っているというニュースも見ますし、大人になっている二十歳とか18歳になっても、お金を払ってくれているのは親の場合が多いので、本当に成人という認識がなかなか持てないというふうに思っています。

ですから、どこでしっかりとその意識を持たせるのかということがとても大切なことかなというふうに感じています。

特に、これからデジタルネイティブと言われている子供たちが大きくなっていきますので、今まで私たちが考えているような感覚とは全く違うんだなということをすごく感じています

ので、そのあたりを手厚くしていただけるとありがたいというふうに感じています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

今、デジタルネイティブという非常にいい言葉が出ましたけれども、去年の11月にスウェーデンに行ったんです。そうしたら、もう中学生、15歳の子供たちが現金を持っていない。何か月も見えてないと言うんです。何をやっているかという、彼らはS w i s hという共通のスマホマネーを使っているわけです。親からの小遣いもS w i s hでスマホ使って、みんな教室に行ったらポケットからi P h o nを出すんです。みんなもうこれだよと。支払いも、小遣いも。相互の間で携帯番号でお金を送るんです。携帯電話の番号をピッピッと入れて3,000円とかとやると坂井先生のところにすぽんと、ピーンと言ってお金が入るわけです。送料無料、手数料無料と、こういうような、銀行が一括してやっているんですけども、これが2012年12月12日12時12分から始まったんです。何かにこだわりがあるみたいですが、スウェーデンは。そういう話を現地の銀行で聞いておもしろいと思ってたんですけども、現金お断りの店もかなりありますし、そういうようなことがありました。

最近、キャッシュレス貧乏というような本も出ています。キャッシュレスになって、5%安くなるとか、2%安くなると思ってどんどん使ってしまったために、クレジット決済がどんどん多くなって破産に追い込まれるようなケースまであると。ですから利便性の裏にそういったさまざまな問題があると。

また、政府は今年の秋からマイナンバーカードにくっつけて25%還元というのを概算要求に出して、来年度予算に入れているようでございますけれども、そういったことの何が得で何が損か、自分で見きわめられる判断力みたいなものが不可欠なんじゃないかなと。だから僕は何でも疑えと、消費者教育は批判的思考というんですけども、安いけれども、おかしいんじゃないの、その裏に何かあるのとか、便利、すごくいいと勧められている中に、その後無料と言うけど、いやいや無料のはずがないとか、そういうのが基本かなというのをずっと何十年間思ってきていることであります。

何か、どうぞ。浜田さん、お願いします。

○浜田委員 消費生活センターからいたしますと、この2022年の4月1日から始まります18歳に成年が引き下げられるというのは、非常に懸念しておりまして、それに向けていろいろな消費者講座をできれば各高校のほうでやっていければというふうに考えております。

私は、戸山高校のほうに何回かお邪魔して、講座をさせていただいたことがあるんですけど

れども、高校3年生を対象にということで、それは授業を、夏の定期試験が終わった後に、ですから授業としてやっていたわけではないんですけれども、お時間をいただいて講座をやっておりました。高校3年生ですと大学受験が目前で、大学に入って、ひとり暮らしをするに向けてどういうことを心配しておいたらいいのか、どういう心づもりをしたらいいのかということで、かなり積極的にご質問いただいたということがありました。

ひとり暮らしを始めるに当たって賃貸住宅の問題であったり、新聞の勧誘を受けてしまったり、それから光回線、もう18歳になって大学受験終わってほっとしているところで、もう一気にぱっと来るわけです、大学生でひとり暮らしをするということは。それに向けてのお話であるとか、もしくは卒業前に高校3年生は18歳と17歳が混在をするんですけれども、今大学で起きているいろいろな、いわゆる「これもうかる」というような情報商材と呼んでいるんですけれども、そのようなお話が18歳のところに流れ込んでしまうのかなという懸念がすごくあります。

特に高校の方では、先ほど先生がおっしゃっていたように、金融商品についての学習が始まりますと、投資だ、新聞やニュースでビットコインだとか、何だかんだといろいろお話があると思うんですけれども、そういうものを、にせの仮想通貨を使ったにせの投資の話というのが今、大学生すごく多いものですから、そういうようなことも非常に心配の種となっております。

また、携帯電話不正利用防止法というのがあるんですが、自分の名前を貸して携帯電話をつくってきて、知り合った人に渡してしまう、あそこに行って携帯電話をつくれと言われるんですが、そこに行つてつくってきたら1台1万円で買い取ってくれる。何だこんな簡単なバイトはないじゃないかということで、結構大学生に一時はやったんですけれども、自分の名義でつくったスマートフォンを第三者に渡してしまう。その相手はどこの誰かもわからないような人に渡して、そこで1万円もらってしまうんです。それが、後から、振り込め詐欺などで使うわけですが、その通信料が自分のほうに請求が来ってしまうという、これは携帯電話不正利用防止法違反ということで逮捕事例もあるというふうに聞いていますので、安易なアルバイトにはのらないようにということで、お話ししたんですけれども、皆さんしいんとしてしまいまして、そういうような危険も降りかかってくるんだということを、きちんと話したほうがよろしいと思います。

それから、スマホなどで今までは表に見える友達関係でしたけれども、スマホのSNSを利用したということで、全く大人の目にはわからないところで、そういうマルチであるとか、

情報商材であるとかということが動き始めると思います。大学より高校のほうが、部活関係の人間関係、上下関係が厳しかったりということがありますので、そういった点でも非常に心配をしているところです。

ですので、高校の先生方にもそういうようなお話をできる機会があればというふうに思っているところがございます。

ありがとうございます。

○西村会長 ありがとうございます。

そういった相談員の方が学校で出前講座をやられるということであったり、あるいは弁護士や司法書士の先生方が、出前講座を学校へ向かっていろいろやるようなケースもあるかと思いますが、そういった専門家の方々を活用という言い方が妥当かどうか、あれなんですけれども、子供たちをいつもの先生のちょっと飽き飽きすると言ったら失礼ですけども、たまに新鮮な感じがするんじゃないかなというような気もいたしますので、学校でも広がっていくといいのかなというふうに思います。

それでは、この件はここまでとしまして、3番目の中学生向けの消費者教育副読本改訂ということで、来年度に取り組みます副読本の改訂作業に関しまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3をごらんください。

こちらは、平成29年度に改訂しました新宿区立中学校用消費者教育副読本、「消費社会を学ぶ 中学生編」でございます。消費者教育副読本は平成14年初版が発行されて、それから2年に1回改訂を重ねておりましたが、1年前の消費生活地域協議会で報告があり、先ほどの話しの中でもありましたとおり、教員の働き方改革等の観点から今回から3年に1度となり、来年度に改訂する予定となっております。この副読本につきましては、消費生活センターと教育委員会、主に中学校の家庭科、それから社会科の先生の御協力をいただきまして、副読本作成委員会なる組織をつくりまして中学生向けの消費者教育のために、家庭や学校で活用できるものを目指して作成しているものです。

内容につきましては、来年度に組織する新しい副読本作成委員会で協議して進めることとなりますが、こちらの副読本を参考にして、消費者教育に関しての新しい内容の追加や古い内容の削除等をして、ほぼ同じ分量になるようにして作成したいと考えています。

また、中学校の新しい学習指導要領が令和3年度に全面実施ということもあり、新しい学習指導要領の内容を盛り込むとともに、成年年齢引き下げのこともありますので、若者を狙



う悪質商法に注意がさらに必要ということで、悪質商法の手口、今ある手口を紹介しながら、消費生活にかかわるものを学べる副読本を作成してまいります。

今後、教育委員会と打ち合わせを進めまして、副読本の改訂に取り組んでまいります。作成しました副読本につきましては、中学生の全員にお配りさせていただきまして、学校や家庭で活用していただくという予定になっております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

この中学生向けの副読本に関しまして、ご質問やご意見等がありましたら、お伺いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。島田校長先生、何かございますでしょうか。

○島田委員 実際に、この「消費社会を学ぶ」という副読本が今現在どういうふうな形で使われているのかとか、そんなところが紹介できればと思っているんですけども、実際に、今回の副読本に一番裏を見ていただくおわかりなんですけれども、副委員長として、宇野頼子という者がいます。本校の当時は教員だったんですけども、今現在は副校長をやっております。実際にどういうふうな観点でこの副読本をつくって、実際にどういうところを利用しているのかとか、そういったようなところを聞いてまいりましたので、ちょっと発表させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○西村会長 どうぞ、お願いいたします。

○島田委員 活用方法であったりとか、必要性についてということでもまとめてもらいました。

実際に家庭科の授業では、商品の選択から支払いに至るまでの手順についてポイントを押さえながら学習をしています。

副読本は、ポイントとしては、1がポイントとなる点を図であらわしたり、消費行動の場面を絵で示すと。それから2番目としては、これまでに起きた消費者問題について、タイムリーなものを厳選して掲載する。3番目が新宿区独自の取り組みを資料として載せるなどの工夫をして実際にこれができ上がったというふうに聞いております。

教科書では、文章で示していたり、図や資料が掲載されてはいるが、教える側が創意工夫して使いやすくした資料を掲載しているので、補助資料としてとても活用できるというふうなことで好評は得ているようです。

例えば、環境に配慮した消費行動については、自治体によって、ごみの処理の仕方など、消費行動に違いがあります。この副読本があることで、新宿区の生徒の実態に合わせて住宅の間取り図や具体的な消費行動を絵とコメントであらわしている。一目瞭然で理解でき、題

材への関心を高めることができているということのようです。

また、契約についての学習では、消費者と売り手の関係について合意までの段階と法律に基づいて義務を果たし、権利を獲得する段階をわかりやすくイラストで確認できるように作成されている。教科書にも同様のイラストの掲載があるんですが、非常にこの副読本はこのイラストを見せることでわかりやすく説明ができているというふうな形で今現在、この副読本を活用させていただいているというふうに聞いております。

ですから、教科書だけでなく、これを利用していきながらよりわかりやすく、そしていろいろな資料を各先生方が準備することは当然ですが、それ以前にこれを見て、活用できるものは活用させているというふうな現状になっているようですので、基本的にはこのまま副読本というものを今、お話しがありましたように、内容を精査していただきながら、先ほど申し上げましたようなところをしっかりと継続していただければ、より使いやすいものができるんじゃないでしょうかというふうに聞いてまいりましたので、今紹介をさせていただきました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

何かこの副読本の改訂ということに関しまして、ざっと見ていただきまして何か、今の今というのもなんでございますけれども、お気づきの点や改訂に向けてのご意見等があれば、お伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

的場委員、お願いします。

○的場委員 すごく本当に図も見やすいですし、カラーですごくわかりやすいと思うんですけども、ちょっと文章とかが多いので、例えば悪質商法のところを漫画とかにすると子供は文章をずらずら書いてあるよりも見たりとかするので、そういったようなものがあると、そういう事例も読んでくれるのかななんて思ったりもしました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

どうしても法律の中身とかに入って行ったりすると、特定継続的役務提供とか、業務提供誘因販売とか、この言葉を覚える必要は全くないと、少なくとも中学生に関して言えば、ですから、何かそういうようなことも意識して、ちょっと工夫があったらいいかなと。

それと、ちょっとしゃべり過ぎで申しわけないんですが、ちょっと表紙がレトロだと。今、高齢者こんな格好していないんじゃないかというような、これはイラストレーターの感覚な

のかもしれないですが、どこまで費用かけて改訂できるのか、その辺は全くお伺いしていないんでなんですが、今のそれこそ先ほどの何とかネイティブ。

○松井委員 デジタルネイティブ。

○西村会長 デジタルネイティブ、そういう世代の子供たちにふさわしいような感覚にちょっとイラストなんかも見直していただけるといいのかなと、そんな気がいたしました。

何かございますか。特によろしゅうございますか。

どうぞ、酒井先生。

○坂井委員 弁護士の坂井でございます。

すごく今の子供たちは詳しい本もらって勉強できるんだなと思いました。自分の子供なんかもふとしたときに、ちょっとこの中にも肖像権とかという話を書いてあって、写真を勝手にとるとその人の肖像権があるんだとかいって、私も道端でおもしろい車があるといって写真を撮ったら、勝手に撮ってはいけないんだよとかと言われて、何でと言ったら、それは学校で習ったということを書いていて、すごいなと思って、よく法律知っているなと感心したんです。

この本は救済みたいところ、最後どこに相談すればいいかというので、大体28ページに全部集約されていて、相談室へとかということ、総務省とか財務省とかが載っていて、ホームページで勉強してくださいということだと思えるんですけども、それはそれですごいなと思うんです。しかし、実際相談するところとしては、消費生活センターというふうに書いてあるんですけども、相談するところとしてはそれなりにハードルも高くて、これは先生なんかに相談してくださいという話にならないのかなとか、例えば弁護士会も書いていただけたりとかしないのかなとか、ちょっといろいろそんなところも思ったりしました。それが最後に言いたかっただけです。

○西村会長 そうですね、法テラスとか、ちょっと言葉を入れても。

○坂井委員 実際に行くかどうかは別にしても。

○西村会長 教科書に法テラスが入っているところもあるんです。ですから、こういうところにも入れていただけたらいいかもしれません。坂井先生のイラストか何かが入ると、なおいいかもしれません。

ありがとうございました。それではちょうど今会議初めて1時間なんですが、後半の消費者安全のほうに入らせていただきたいと思います。

何かまた、お気づきの点がございましたら最後にご意見を頂戴しようというふうに思いま

す。

それで、消費者安全の確保についてでございます。

その1番目、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りということでございます。

初めに、この本人同意が前回から話をして議論してまいったところでありましてけれども、本人同意がない場合の個人情報共有の仕組みの活用、これについての実績はどうだったのかということで、まず事務局からお願いしようかというふうに思います。よろしく申し上げます。

○事務局 では、私のほうからご報告させていただきます。

この個人情報共有の仕組みの活用の実績ということですが、結果から申し上げますと、現時点でも活用の実績はございません。ただ、我々消費生活センターでは、相談員のほうが、例えばその方がご家族とか高齢者総合相談センターにどうしても自分のことを話してほしくないと言った場合でも、見守りが必要だというふうなときには説得をしまして、何とかかんとかいろいろ説得をした結果、高齢者総合相談センターへつながったといったケースがあったということで、この仕組みを使うに至らなかったということが結果実績ゼロというふうになってございます。

きょうは、資料として資料4を配付させていただいているんですけども、これは昨年度の消費生活地域協議会のほうで決定していただいた個人情報の取り扱いに関するガイドラインが資料4になっておりまして、もう一度、配らせていただいたところなんですけど、1枚めくっていただきますと、チェックシートというものがついております。

私たち新宿消費生活センターと高齢者総合相談センターと新宿区社会福祉協議会のほうでは、もし消費生活上特に配慮を要する消費者の方で、高齢者の方等で見守りにつなげる必要があるのにどうしても同意を得られないということがあったときには、このチェックシートを使って、この仕組みを適用する対象者に当たるのかどうかということをチェックしていこうということで、マニュアルの中で様式として定めているチェックシートになってございます。

幸い、現在のところこの仕組みが始まってからは、この仕組みを使わなくても同意を得られて、共有できているというところなんですけれども、前回の第1回の協議会のときに、アクティブシニアということでちょっと相談員のほうから事例をご紹介したところでしたが、アクティブシニアと言われるような、判断力が認知症ということではなくて、本当にしっかりした方なんですけれども、年齢相応の衰えというところはあったり、そういったところを

悪質事業者につけ込まれてしまって、消費者被害に遭ってしまうというような方の問題を提起させていただいたところ、委員の方々からこの仕組みを適用してはどうかというご意見をいただいたことがあったので、このチェックシートの利用の仕方や改定についても消費生活センターでいろいろと検討はしていたところではあるんですが、きょうはそういったところのご報告をする前に、まず、どういったものを使って個人情報共有の仕組みを適用するかどうかの判断をしているのかというところを、新しく委員になった方もいらっしゃいますので、資料4をちょっとお配りさせていただいたところになります。

以上、簡単ですが、現状の報告というところでございます。

○西村会長 そうしますと、実績としては本人同意がない場合の実績は今回もきょうに至るまではとりあえずないということですね。

そのところは結果的に言うと、相談員さんやケアマネさん等の現場の方々、職員さんが非常に丁寧に本人同意を得る努力をされた結果であるんだろうというふうにも思います。

前回、協議会の議論の中で、今、課長からも説明のあったアクティブシニアの消費者被害の事例がございました。年齢相応の判断力はあるけれども、悪質業者からつけ込まれることによる被害ということなわけです。これについても、これも繰り返しになって恐縮ですけども、個人情報共有の仕組みを適用してはどうかという意見も確かにございました。

現在のところ、判断力不十分者ではないということで、いわゆるアクティブシニアについては対象にないわけですが、今後の被害防止という観点からすると、こういう方たちも被害から守るということで入れていく範疇の中に入れていく必要があるかどうか、このあたりを議論をしていただければというふうに思っています。

初めに、相談員さんのほうから前回とは別の事例、資料5でございませうか、これについてどんな事例があるのか、ご紹介をいただければというふうに思います。

岩澤さん、お願いいたします。

○岩澤委員 相談員の岩澤です。

こちら、資料5ですけども、一番最初の相談概要は相談者の認識（言い分）というところなんですけど、すごくよくわからない内容になっています。よくわからないままご相談に来ている様子をちょっと知っていただきたくて、そのままの形にしておりますので、今読んでもわからないと思っててもそのまま聞いていただきたいと思います。

まず、相談概要、相談者の認識、言い分ということです。

相談者の属性としては、73歳の女性、独居、ひとり暮らしの方でした。

原野商法の次々販売の事例になるんですけれども、原野商法というのがそもそも将来必ず値が上がりますといったようなその説明によって、ほとんど価値のない山林とか原野を時価の何倍もの価格で売りつけるというのが原野商法ということで、その2次被害というのが、売り手が見つからないような原野を買ってあげますというふうに声をかけて、処分に困っていますので、買ってあげますというふうに言われると食らいついてしまうというようなところの心理を狙って買ってあげますと声をかけ、それで声をかけた人に対して、その原野を整地しなければ売れないとか、あと、お金を返すから何かちょっと貸しておいてくださいとか、何かよくわからないようなもののお金を支払わせるというようなものが2次被害となっています。こちら、原野商法の2次被害で次々販売に遭ってしまっている事例になっています。

それで、アクティブシニア、どういう点がアクティブシニアなのかとか、つけ込みがどういった点なのかということなんですけれども、アクティブな点としては、自分で何か広告を見て探して、不動産会社に、自分からアクションをかけてしまっているんです。その後、銀行で誰か怪しい人が指示をして何か振り込ませているとか、何か後ろに立って何かやっているなという雰囲気があると、銀行員さんのほうが怪しがつてとめてくれることも多いんですけれども、そういうことがなく、ここは自分でしゃきしゃきと一人で銀行に行ってしまう、迷いなくお金をおろしてしまっているんです。そういった点がちゃんとしたというんですか、日常生活に支障がない感じで暮らしができている状態というところで、そういった点がアクティブになります。

あとは、ほかの不動産会社はその土地を売ることによって、他の不動産会社に払ったお金が戻ってくると考えられないのに、それを安易に信じてしまって、次々と不動産会社を家に入れてしまっているというのが、判断力が不十分な状態ではあるんですけれども、そのそういった取り返したいという希望のところにつけ込まれた状況になっています。（事例の内容は一部省略しました。）

○西村会長 ありがとうございます。

多分類似の事例もたくさんあるようなイメージが湧きますけれども、判断力不十分という言葉の意味が、まさにこういうのに引っかかるというのは判断力不十分なんじゃないかというふうに、直感的に私なんかは思ってしまうんで、どんどんこういうのは扱ったほうがいいんじゃないかと、ガイドライン的には、ただ、一方で個人の責任というんですか、個人のプライバシーを守るという権利というところの相克をどうするかというのは非常に微妙な問題だろうというふうに思うんです。

ちょっと1点、確認をしたいんですけども、この相談に来たのはご本人ですか、センターのほうに。

○岩澤委員 そうです、お1人で。

○西村会長 お1人で、どの時点で相談に来たかというのと、一通り払ってしまってから来たということですか。

○岩澤委員 はい。もう払ってしまって、一番最初の原野を売った不動産会社は潰れてしまっているような状態の段階です。

○西村会長 センターがあることは何で知ったんですか。そこはわからない。

○岩澤委員 そうですね。それは聞いていないです。

○西村会長 というのはある種所有者啓発の流れとしては、いざというときに、先ほどの酒井先生のお話じゃないけれども、解決できる手段を知っていないと、それすら忘れていたら、困るわけです。だからその人は結局1,600万円で済んだんですか、ちょっとよくわからないんだけども。

○岩澤委員 もうちょっと。

○西村会長 1,600万円もかなり高額で大変なものだと思います。

○岩澤委員 一番最初のお金がもう1,000万円払っている状態なので、2,600万円とあともうちょっと、ぼろぼろとたくさん。

○西村会長 それにさらに、もし別荘がマイナスの不動産になっていなければ、その価格もあるわけですね。ありがとうございます。

じゃ、早速今の事例についてのご質問、ガイドライン等とのかかわり等々ご意見がありましたら、頂戴したいと思います。

いかがでございましょうか。

鍋島委員、お願いします。

○鍋島委員 この中にもいらっしゃると思うんですけども、私、見守りでぬくもりだよりを月に2回配っています、もうずいぶん前から。

そうしましたら、そこの方の玄関に段ボールが結構積んであったので、これはどうしたんですかと言ったら、いろいろ話す女の方だったので、見守りで大分長くおつき合いしていますものですから、これはあなたもやらないかということで、これをやると、私のところにマージンだから、マルチ商法です。が入るのであなたもやらないかと私が誘われてしまったんですが、その方も本当にしゃきしゃきとして、いろいろなことをできる方なんですけれども、

見守りはそういう方でもひとり暮らしだと、その中に入れるんです、新宿区のは。

それでしたので、何かおかしいと思ひまして、その方の民生委員の方にお話しして、その連絡先というのは娘さんになっていたもので、娘さんにもともかく来てほしいということで、来ていただきましたら、やっぱりそうだったんです。それで200万円ぐらい払ってしまったんですけれども、あとまだ切れていないので、それで娘さんに消費生活センターもご紹介して、その方の言うとおりに、そんなものは要らない、そんなことをしなくてももうかるんだからいいと言われそうなので、娘さんにずっと前ですけれども、10年ぐらい前ですけれども、行っていただきまして、いろいろな教育を受けてきて、その後は娘さんがとめて、それでもう何か長崎のほうだったので、一時長崎のほうにもともかく預かるからということで、預かって、長崎に転居されてやっとそこで切れたんです。

だから、被害はマルチだから自分がもらったもの、しょうがないんですけれども、そのぐらいで済んだんですけれども、その方も本当に全然見たところ、生き生きとした70代の方でいらっしゃいましたから、これはとても大事なことだと思います。

あともう一つ、見守りのこういう制度と少しドッキングして、縦割りじゃなくて、横につながって考えていただきたいと思います、システムの。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

後藤先生からどうぞ。

○後藤委員 判断力不十分という、まずイメージされるのは固定的に例えば認知症とか、その人の属性能力の形で、判断力不十分な状態が続いている。それを原因として不利な契約をしてしまうというようなこともまずイメージされるんですけれども、そういう要因がなくて、一定の状況に陥れば適正な判断ができないということは非常によくあることで、それが悪質商法で、被害に遭っているという場合はそういう状態の場合というのがかなり多いんじゃないかと思います。

例えば、先物取引とか投資商品なんかでも、負けを回復するためにまたやってしまうということ。本件の原野商法事例でも、最初の1,600万円を次の契約をすれば取り戻せるということがあるので、契約をしてしまう。そういう場合には余り判断力ということを固定的に考えると、判断力あるでしょうということになってしまうという側面がなくはないんですけれども、実際にそこに追い込まれたその人の状況ということを見ると、それはやはり適正な判断ができないような状態に追い込まれていると。



追い込むようなことを業者側がやって、そういう状況につけ込んでいっていると、そういう側面があるので、そういうことから見ると、確かに問題の核心というところは判断力事情になるんですけども、余りそこを固定的にとらずに、一定の取引形態、そういう取引の状況を見て、そこで事業者がそういう状況をつくり出したりとか、つけ込んだりとか、そういうことがあれば、判断力不十分ということが認められる、それを推定していくと、そういうような運用をしていったほうが現実合っているんじゃないかというふうに思いまして、きょうはそれに適した事例を出していただいたというふうに思います。

○西村会長 ありがとうございます。

坂井先生、いかがでしょうか。

○坂井委員 もう後藤先生のほうから、別にこれは高齢者だからとかという話しじゃないんじゃないのかというご指摘がございましたけれども、まさにそうなのかなと思うんです。

高齢者の問題だというような話で、このケースの場合、ネットワークみたいなものから漏れてしまったので、適切な時期に相談する人がいなかったから、多分これはこういう形で進んでいってしまったというところが大きいのかなと。別にこれは高齢者じゃなくても、きちんと相談する人がいなければ、同じ状況に陥り得るのかなというふうに、ちょっと思いました。

ただ、若い人だったら、定期的に職場に行ったりとか、学校に行ったりとかという話で、ネットワークから落ちるということはないわけです。しかし、こうやって健康で、在宅で暮らしている方だと、高齢者総合相談センターだとかに特にお世話になる必要もないし、またお金についても自分で何とかやりくりできてしまっているということだと、特に社会福祉協議会とかの資金事業にも引かかるわけでもないということで、銀行へ行ったときに、救ってもらえなかったのは残念です。

私でも、自分のお金100万円だか何だか、仕事か何かで使おうかなと思っておろしにいったら、これは何に使うんですかとか、信金の人に言われて、これはこういうマニュアルがあるんだなど。一気におろした場合に、バッジもつけていたつもりだったんですけども。この人はすっとおろしてしまったかもしれないんですけども、そういった一種、見守りネットワークをつくって行って、つながりをつくっていくということが大事なのかなと。

鍋島委員のほうからも、長くつき合った人だったから家に入れて話を聞いたというようなことがあったんですけども、そういうもう一つ必要な点だったりとか、みんないつも言われている点ではあるんです。なかなか実際難しく、本当に判断能力が低下してという

話しになれば、後見だ何だという話しをするのは、それは皆さんお聞きによくなっているところだとは思うんですけども、実際にはそうじゃなくて、状況でこうなっているというような方の場合に、どういうふうにしていくか。

一番必要なところというのは、未成年者のさっきの話しにもちょっと共通するところあるんですけども、結局、典型的に、行為能力を奪ってしまうという話、行為能力を奪ってしまうというようなそういう方法、後見でもそうですし、未成年者制度も同じです。というのは子供であればまだあれなのかもしれませんけれども、大きくなってきて高校生、大学生になって来れば同じなんですけど、人の尊厳というのを少し制限していくというか、そういうふうに制限されるのは不満を持ってしまう、感じてしまうというところがございます。何でも未成年者の年齢も20歳でなくて30歳にしようとか、そのぐらいのほうがいいんじゃないかと思うときもありますけれども、保護できるからいいんだという話なのかというと、そういうわけでもない。何でも後見にすればいいかかというと、そういうわけでもない。

尊厳を守った形での権利擁護、一般的に言うところで今、必要なんじゃないのかなというところが一番大事で、そうじゃなければ、対象の方も受け入れていただけないというのが今一番問題になっているところなんじゃないかのかなというふうに思っています。

法テラスで先にやってるんですけども、特定援助者のための出張相談の制度というかいものがあるって、自分が申し込むんじゃなくて、福祉事業者の方とか、周りの方が相談が必要なんじゃないかというときに、出張弁護士来てくださいというようなそんな申し込みをして来てもらうというような制度があって、お金がある人の場合はお金払わなければいけないというような部分もあったりとかするんですけども、呼ぶのは本人が呼ばなくても呼べるというような制度、弁護士会でも同じような制度をこの4月からやろうかなというような話があって、東京三会ではちょっとこれから宣伝しますけれども、企画をしているところですよ。

なかなか自分から相談するとか、あなたはちょっと判断能力ないからというようなこと言うのはなかなか難しいですけども、制度とかネットワークとか使って、そういった尊厳を保った形での権利擁護、これが実現できるようにいろいろ工夫していければというふうに思っていたところがございますので、なかなかタイムリーな事例を出していただきました。ありがとうございました。

○西村会長 じゃ、続けて後藤先生どうぞ。

○後藤委員 このゲリラ商法事例は、ピークは1980年代ぐらいなんですけれども、最近このト

ラブルがふえていまして、ふえている原因として、最初にいわばそういう価値のない不動産をつかまされた人がそれを回復するために不動産会社と相談して、ばば抜きみたいな形で、2次被害、3次被害というような形を出していくというようなことがあって、こういう場合、不動産会社はこういう場合複数関与しているということが一般的で、この事例なんかはまさにその典型的な事例だというふうに思います。

不動産の取引の場合には、不動産の業者の会社とそれから悪質な勧誘をした会社の従業員、それからその会社の一定の地位にある人、取締役とかそういう人、さらには状況によっては宅地建物取引士、こういうような複数の人が関与していて、そういう人に対して共同違法行為ということで全員に損害賠償請求が認められるというような事例もあって、割と裁判所もかなり厳しく臨んでいると、こういうのに対しては対応するようになってきていると、そういうような状況で、いわばそういう典型例的なものが出てきて、その場合は判断力不足というようなものよりは、むしろその時代によくある悪質商法ということでして、そういうようなところに注目して、ここでの議論を生かすような形で、判断力不十分というような扱いをしていって、情報に関して一定の利用をすとか、そういう方向に持っていくというほうが解決として望ましいのかなという気がいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかに皆さんのほうからご意見がございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

○鍋島委員 申しわけないですけども、先生から出たので、ネットワークのことなんですけれども、本当に、このネットワークが消費者庁でも評価されておまして。

○西村会長 次のところでネットワーク扱おうかなと思ってましたので、よろしいですか。

○鍋島委員 そのところでお願いします。

○西村会長 それじゃ、今の事例の件に関してどうしますか。このラインの扱いの中で、先生方もおっしゃっていましたが、判断力不十分ということを固定的に捉えないと。むしろ頻繁に起こっているような悪質商法に当たるということであれば、そういう条件下であれば、できるだけとにかく救済をしなければいけませんので、ガイドラインの運用上でそのケースに当たるということで、強力な消費と福祉の連携関係を上手に活用しながら、解決に持っていただければというふうに思います。

どうぞ。

○吉村委員 今の話しですと、私は何かこのような事例があったときに、消費生活地域協議会

という、そこにネットワークがあるので、その中で解決していくというのは、非常に必要なことだというふうに思っているのですが、このガイドラインというのは、定義、その対象者も定義も非常に厳格にやりつつ、区と高齢者総合相談センターと社会福祉協議会という3者の中の協定の中でのガイドラインですので、ここで判断力が不十分かどうかというところをもう少し違う解釈をしてということではなくて、このような消費者被害について、この地域ネットワークの中で、例えばどういうふうに解決していくか、もう少し広く対象者なり、参加する、情報提供を受ける対象も広くするべきかとか、そういうまず議論をするべきなのかなというふうに考えています。

例えば子供で言えば、ちょっと事例が違うのですけれども、要保護児童対策協議会というの関係機関でつくって、そこでは個人情報に関して宣誓をして登録をして、何か事例があったのであれば、そこに登録をしている中の必要な人が集まって、この事例についてはどういう役割分担をしながら、解決していくというような仕組みをつくっているのですが、今のここにある3者のガイドラインの中でどうこうできるという話ではないというふうに考えているのですが、ですので、もしそういうことであれば、これを柔軟に解釈するという程度ではなくて、もう少し広くどういうやり方をすればこの方の被害がもう少し未然に防げるとか、ということを議論していただきたいというふうに思います。

○西村会長 もっと具体的にということですね。

○吉村委員 このガイドラインは非常に狭いランクをつくっているのですが、このような事例の解決には全てこれで解決できるというものではないというふうに考えています。

○西村会長 事務局のほうでありますか。

事務局から、お願いします。

○事務局 今、吉村委員のほうから、このガイドラインで取り決めている3者ということで、消費生活センター、高齢者総合相談センター、新宿区社会福祉協議会、この3者だけの取り決めになっているところが狭いというご意見をいただいたところについて、ちょっとご説明をさせていただきたいんですけれども、このガイドラインを決定するに当たって、新宿区の個人情報保護審議会に諮りまして、今回、やっていいですということで、了承してもらって、それで新宿区はこの3者、消費生活センター、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会の3者だったら、この個人情報を共有する仕組みを使っていいですということになったという経緯がございます。

もし広く、もっとこの3者だけじゃなくて、もっと広くガイドラインを適用する扱える機

関をふやしてやった方がもっと効果的にこういった事例にも救済ができるんじゃないかというのには確かにごもっともなんですけれども、ちょっと現状、すぐにこの場で議論をして、この消費生活地域協議会だけで議論をして、もっと広げましょうというふうに、すぐにはちょっと審議会を通過しなければいけないということもございますので、もちろんこの場で議論はできるんですけれども、すぐに決定ということはできないということをご報告させていただきたいと思って発言させていただきました。

○西村会長 じゃ、先生、お願いします。

○後藤委員 ガイドラインの読み方なんですけれども、2項目というか、消費生活上特に配慮を要する消費者の定義のところなんですけど、省略すると、高齢者（65歳以上）または障害者で判断力が不十分なためという事なので、判断力が不十分というのは先ほど言いました、そういう方向がいいんじゃないかなということになってきているんじゃないかというふうに思いますけれども、余り固定的に考えないということ、それで、高齢者または障害者ですので、高齢者65歳以上という数字はちょっと動かすのは難しいので、65歳以上ということに当たってれば、柔軟に考えた判断力不十分ということに該当すれば、先ほどのような事例にも適用できるというふうに思いますので、余りこのガイドライン自体を拡大しているというわけではもないんじゃないかというふうに思うんですけれども、私はそんなふうに感じます。

○吉村委員 事例で捉えればそれでいいと思うんですが、問題はチェックシートでして、チェックシートのところが厳密にその年齢とか、手帳を持っているとか、医師の診断があるかというところで、非常になるべく提供するケースというのは限定をして、その中で管理をして行きましょうという考え方がまずあったので、それでこのチェックシートが存在しているので、なかなかその部分で判断力が不十分というのをじゃどう拡大解釈していくのかなというところが難しい課題というのがあるのかなと、そうすると違う仕組みでやったほうがいいのかなというふうに思っているということで、そういう方をこの中で救っていくということについて異議があるということではないですね。

○事務局 今、吉村委員からいただいた意見の説明というか、経緯というか、補足説明させていただきますと、このチェックシートなんですけれども、高齢者総合相談センターと新宿社会福祉協議会と我々、新宿消費生活センターの間で協定を結んで、その協定に基づいてマニュアルをつくってございまして、そのマニュアルについているチェックシートになっております。

先ほど申し上げた、新宿区の個人情報審議会にはこのマニュアルチェックシートは出して

いなくて、審議会に了承をいただいているのは、このガイドライン1枚目のほうです。ガイドラインのこの定義について個人情報保護審議会で承諾されているということになりまして、ガイドラインのこの定義は変えることは今できなくて、変える場合には、審議会にもう一度諮らなくてはならないという状況になっておりますが、チェックシート、マニュアルについてはこのガイドラインを踏まえて3者でつくっているものになりますので、審議会にかけるというようなものにはなっていないということになります。

事務局からの補足説明でございます。ということなので、チェックシートについては変えることができるということです。

○西村会長 要するに、私の理解不足もあるかもしれないんですが、一応これは判定のためのチェックシートということにはなっていますが、例えば今の事例の方をこれにそっくりあてはめてみたときに、例えばチェックシートで言う2番なんかは、恐らくどれもいいえ、いいえ、いいえになるだろうと。ひとり暮らしということであれば、その中に四角いほうに該当するのかなと。ただ問題はこの消費者被害の4番目のところで、説明できるかとか、被害に遭った意識が不十分とかというところになると、かなりこの四角いほうに入っていく、囲みのほうに入っていくんだらうと。

過去にあるかないかというのは、それはちょっとわかりませんが、このチェックの数を裏面で書くようになっていますが、このチェックの数を見て、総合的に判断するということなんで、僕が思うのには、それを見た限りでこれを入れるということはこの方を入れることは妥当なんじゃないかなと思うわけです。その判断はこの3者の協議の中で決めるということですね、基本的にガイドラインは。

であれば、これが今、後藤先生が補足してくださったように、判断不十分というのを固定的に考えないということで、その3者の協議の中で、柔軟に最終的に配慮を要する消費者という方に該当するとして扱っていくということも、積極的に進めていいんじゃないかと、それが被害拡大防止につながっていくんじゃないかというふうに思うんですが、間違っていたら、先生。

○後藤委員 チェックシートのメモのところでは被害対応と金額というふうにあるんですけども、この被害対応のところ、割ともう少しスペースがある形にして、こういうような取引で被害を受けたんだということと、あと金額は大事で、その金額が多いかどうかということも考慮して、このメモというのはちょっと附属という感じがするかもしれませんが、このメモと書いてある部分というのは割と重視するような形で記入していただいて、それで実

際救済、ここで情報の利用をしていいかどうかというふうなところについての、一つの考え方のポイントにしていくというのはあり得るんじゃないかというふうに。

○**西村会長** それを改善ができるということですから、それもちょっと事務局のほうでご検討いただいて、その最終の中で詰めていただければというふうに、確かにこの手のチェックシートの中でメモというのは、いわゆる不自然かもしれないですね。事実関係というようなことになるのか、その辺も含めて検討いただければというふうに思います。

○**事務局** ご意見ありがとうございます。このチェックシートにつきましては、新宿消費生活センター、高齢者総合相談センター、新宿区社会福祉協議会のほうで協議をして決めたものになりますので、きょうのいただいたご意見を踏まえまして、また3者で協議をさせていただいて、また次回といいますと来年度になってしまうんですけども、そちらの回りの協議会のほうにご報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○**西村会長** それでは、2番のほうの令和元年度悪質商法、先ほど来出ております被害防止ネットワーク連絡会の話しということで、その実施報告を事務局から最初をお願いいたします。

○**事務局** では、私のほうからご報告をさせていただきます。

資料6をごらんください。

資料6は、三枚あるんですけども、11月に開催しました悪質商法被害防止ネットワーク連絡会のときに配らせていただいております資料でございますので、こちらに基づいてご報告をさせていただきます。

このまず1枚目の新宿区の悪質被害防止支援事業というのは、毎回この事業での取り組みの報告をしているものでございまして、一番下に表があって実績が表になっているんですけども、現在、悪質商法被害防止ネットワークの参加事業者は、この表の一番右にありますが、95事業者になってございまして、かなりふえてきているところでございます。通報の回数や訪問相談の回数、メール等の情報提供の回数については記載のとおりでございます。こちらの報告を連絡会でもさせていただきますして、今回、連絡会でいつもとちょっと違った取り組みとして行ったのが、1枚めくっていただきまして、アンケートがついているかと思うんですけども、連絡会の開催に先立って参加事業者の方々に事務局のほうからアンケートを取らせていただきました。その結果がこちらになるんですけども、非常に回収率が低くて、ちょっと参考にならないかもしれないんですけども、どのような連携ができていくかということを知りたくてちょっとアンケートをとらせていただいて、特に問3です、これまでに悪質商法の被害について関係機関へ通報したことがありますかということで、新宿消費生活

センターへの通報の回数がちょっと減ってきているという実態がございましたもので、通報が少ないと連携も減ってきてしまうという、そういう危惧がございましたということで、この設問をつくって事前に回答をしていただきました。

連絡会で意見交換をしたところ、通報がないというのは、新宿消費生活センターへ通報するまでもなく、ふだんのメール等による情報提供で悪質商法については対応方法がかなりわかってきたということで、ご自分たちで対応ができるようになってきたから通報が少なくなってきたというのは、連携が少なくなってきたというマイナスのことではなくて、プラスにも評価できるのではないかというような、そういった意見もいただいたところでした。

1枚めくっていただきまして、横長の資料で当センターの通報実績というのがあるんですが、こちらを意見交換に先立って相談員のほうから出させていただきました。その資料になります。今言ったみたいに通報件数が2018年度は18件あったのがだんだん減ってきているということで、どういった事情なのかということで意見交換をしました。

そうしたところ、先ほど言ったように、通報するまでもなく、対応方法がわかってきたといったようなご意見もあったんですけども、誰にも言ってほしくないという高齢者の方がいらっしゃったということで、消費生活センターにも言ってくれるな、家族にも恥ずかしいから言わないでほしいというようなことで、通報ができなかったといったようなご意見も出たところです。なので、そういった言わないでほしいと言っているときの対応というのが課題かなというところで連絡会で共有をいたしました。

簡単でございますが、連絡会の報告になります。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、このネットワーク事業に関して、連絡会の事業に関し、まず、伊藤委員からコメントいただけたらありがたいと思うんですけども、よろしいですか。

○伊藤委員 柏木・角筈高齢者総合相談センター管理者の伊藤です。

ネットワークのほうで、相談の減少傾向ということなんですけれども、先ほどありましたように、どう対応したらいいかは少しずつ周知されてきた結果でも一つはあると思います。ケアマネジャーにしても、ヘルパーにしても、何を見てどうしたらいいのか、ご家族のほうもいろいろな普及啓発の中で、うちに相談が来たときは既にご家族がクーリングオフなり、解約なりの対応をとっているという事例もあります。なので、何もできずにそのまま来るというのは、コアな部分だけがふるいにかけられて残ってきているのかなという気がしますが、これは件数だけではなくて、ネットワークが張られてきているからこそ、何というのか、件



数が減っている部分と、ネットワークが貼られているからこそ、すごく複雑な悪質極まりないようなものが残ってきて、そこがすごくのしかかってくるというのが我々感じています。

ヘルパーさんにしても、ケアマネジャーにしても、とてもそこは気をつけてふだんのケアの中で見てくださっているのは実感です。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ネットワーク連絡会のこの関係について、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○鍋島委員 本当にこの取り組みで消費者庁がここが一番東京都のモデルケースで、新宿区消費生活地域協議会ができたのがモデルケースで評価されていまして、それで31年2月27日の新宿区消費生活行政あり方についての論点整理で、この会が消費者庁が推進してほしいということを行政等々PRしている安全法に基づいた消費者安全確保地域協議会と位置づけられるというこれを本当に評価されておりまして、この中でことしですけれども、消費者庁もガイドラインをつくられてまして、新宿区のこの取り組みもその中でもここの消費者庁の講座の中でお話しされることもあるぐらいです。

この中で、私も見守りやっけていてわかるんですけれども、親しくならないと、恥ずかしいからと話していただけないんです。ですから、この中で、消費生活協力員というようなこの安全法の協議会ができたいろいろな方々にこれを普及していただく、それから見守りをしている人たちにも、こういうことを広げてもらうというような、そういった協力員というのを図の中に入れ込まれておりまして、ことしはその協力員ふやすと、そういうようなことで、新宿区ができたなら、早くやってモデルケースになったらいいというようなお話しまで消費者庁がされております。本当にここの取り組みを先進的な取り組みということで評価されておりましたので、とてもうれしくなりましたので、ご報告をして、皆本課長さんは全国消費者フォーラムというのが消費者庁、国民生活センターでありますけれども、そのときにご報告をいろいろなさるそうですので、本当にこれからまた進んで消費生活協力員というのを先進的にまとめていただけたら、実質的にも私も見守りとさっき申しましたように、なかなか口を開かない方にも近所の人だったらお茶飲み話で話してくれますので、そういうようなことでいろいろお忙しいでしょうけれども、民生委員の方々、ここの方々、悪質商法が新宿区からなくなるように、こういう会議を進めていただけたらありがたいと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

どうぞ、部長。

○菅野委員 文化観光産業部長でございます。

鍋島委員から消費生活協力員制度、制度自体を新宿区でどうなんだろうなんていうことをご提案実はいただいております、いろいろ検討しているんですけども、目的であったり、役割であったり、実際には何をさせていただくのかとか、どんな権限があるのか、ないのかとか、効果測定です。どんな効果が期待できるかといったようなところを検討していただいております、また、消費者庁のほうも今後講座というんですか、勉強会等を行うとお聞きしていますんで、引き続きそういったものに参加しながら、情報を吸収しながら、また研究のほうを進めていきたいなというところが今区のほう現状でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

坂井先生、何かございますか、このネットワーク連絡会。

○坂井委員 ちょっとさっきも先走ってネットワークの話をしてしまったものですから、あれなんですけれども、逆に話前後してしまうような感じになりますが、先ほどの個人情報のガイドラインの話も、共有することで要するにあるところでたまたま話をしてくれたような情報でネットワークみんな救済だとか、擁護だとかできるようにしていくというような話だとすると、具体的にネットワークの中でこういうのをどういうふうに使っていくかというのはもうちょっと議論されても確かにいいような気がしています。私もよくよく考えてみると、このガイドライン、どういうところで使いがあるのだろうかというのはなかなか難しい問題だなというふうには思っていましたので、ネットワークの中でどういうとき使っていくかという話で、一つ考えなければいけないと。

あと、どうなんですか、通報の数が少なくなってきたのは世の中がよくなってきたのかというような言い方も何かちょっとナイーブ過ぎるのかなという感じもしないでもないんですけども、じゃ、何で少なくなってきたのかという話は当然あるわけで、そのあたりももしかすると本当は少なくなつてはいけないものなのかもしれないというのは、ちょっと思うところもありますので、何かそのためにできることがあれば、もう少し議論をして追及していてもいいところなのかな。

ちなみにステッカー希望とかというのがこのアンケートの中にあつて、これはホームページか何かで見られるのですか。

○事務局 ホームページにはないです。

○坂井委員 事業者が張るステッカーなんだと思いますけれども。

○西村会長 どうぞ。

○事務局 ステッカーは新宿消費生活センターのほうでつくっておきまして、新しくネットワークへ入っていただいたときに、その事業者さんにお渡しをするためにつくっているものなんですけれども、ホームページには載っていません。すみません。載せたほうがよろしいですね。

○坂井委員 そうですね、広報的な意味も兼ねるとあったほうがいいのかなどということがあります。

○事務局 ありがとうございます。

○坂井委員 何でステッカーのお話をしたかという、実は東京三会でも、弁護士会です、これはネットワークの方というよりは見守られる方に近いのかもしれませんが、よく訪問販売のお断りのステッカーとかあるじゃないですか、今。ネットワークのところで必ずツールとして出てきて、それをつくっていろいろそれを持って行って配ったりとか、何とかするのというのでどんなものをつくろうかというんでいろいろ考えてはいたんです。正直、訪問販売お断りというステッカー貼ってあるところがちょうど訪問販売しやすいところだみたいな、そういうふうになってしまうという指摘もあるところから、ちょっとこれをどういうふうにしていくべきかというので、ステッカーで悩んでいるところではあるんです。内側で貼るようなものだったらとどうかとか、こういう書き方的には、例えば188（イヤヤン）を描いたりとか、消費生活センターの名前を書いたりとかという、内側に貼るステッカーのほうがみんな貼ってくれるんじゃないか。訪問販売お断りみたいなものは、ちょっと貼りたくないみたいな議論があるので、ツール自体も少し次回以降の会議で具体的なところで検討してネットワークの皆さんに使っていただけるようなのを考えたらどうかなというふうには思いましたので、ちょっとこのことを追加させていただきました。

○西村会長 ありがとうございます。

ステッカーを貼ってあるうちに訪問して、滋賀県の野洲、あそこはそこに訪問した場合には、通告ができるんです。そういう条例をつくったんです。ですからそれ自体が効果をもたらせるような行政措置もできるのかなというようなこともあり得る。

○坂井委員 東京だとたしか葛飾と国分寺でしたか、一応何か効果が条例上書いてあると、東京都全体としてはちょっといろいろ諸般の事情でなかなか厳しいというようなこともあって、新宿区もぜひぜひ。

○西村会長 ということを前向きに考えて皆さんとともに考えていきたいというふうに思います。

ちょっと時間がオーバーしてしまいました。

何か言い足りなかったこと、ございましたら、それぞれお願いします。

○的場委員 水を差すような話で申しわけないんですけども、このアンケート結果を見ますと、ネットワークの参加事業者の回収率が15.4%となっていて、とてもではないですけども、各参加事業者がこの悪質商法被害防止ネットワークに対して非常に重要視しているとは思えないというか、非常に協力的ではないと思えるような結果かなと思っています。こういったアンケートをきちんと回収できるような連携をとっていくのがまず最初かなと思っています。

すみません。失礼しました。

○西村会長 どうぞ。

○安井委員 新宿商店会連合会の安井です。

商店会として、今高齢者の話だけでなく、子供たちのプライドは親に言わないぐらい高いんです。そのあたりのところを見ると、実は新宿区だけではないんですけども、中学校2年生の職場体験、あれから個々のお店とのつながりが密になってきて、何か困ったことがあると、店に相談に来る子たちが多くなってきました。この部分会では、あと部長のほうで補足してもらいたいんですけども、新年度から公民連携という形になると、きょう、坂井さんいらっしゃるんですけども、俺が商店会長現職のときに商店会で出前に行った。若い連中がうろうろしているけれども、家の中に居住のたんすや何かがない。会長、おかしいですよというのを警察にお知らせすると、ちゃんとそれを対応していただいたというようなことはあります。町を守るのは町に住んでいる我々なんだと、公益事業という意識が一番薄いのが我々商店会の、悔しいけれども、部分だと思えますんで、そのあたりのところの、今度公民連携のところでは前を出して行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西村会長 担当、ございますか。

○菅野委員 文化観光産業部長でございます。

来年度以降、商店会の見守り活動等につきましてご支援させていただきたく、検討しておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○安井委員 ついでだから、この間の消費生活展でつるかめショップが出たんですけども、

あそこでやっているのが、高齢者の買い物のネットサポートなんです。ネットサポートなんですけれども、品物は、つるかめショップに来て、つるかめショップの職員が注文してくれたお客さんのところに持っていくんです。これは見守りだという話から、そういうきっかけでいろいろ話ができるし、高齢者の方たちでなかなか商店会のメンバーを信用はしてくれる。顔とみればわかるんだけど、役所の方たちのことを認識していない。反対に怖がっているところもあるものですから、うまくきちんとした緊密な連携が進むのが大事なのかなというふうに思いました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

時間が大分超過してしましまして申しわけございません。

いかんせん、年2回なものですから、皆さんいろいろご発言をあったかと思えます。これらを参考に前向きな政策に生かしていただければと、本当に思っております。

事務局から何かご連絡ございますか。

○事務局 きょうは時間オーバーしてしまっている中で、皆さん真剣に考えていただきまして、本当にありがとうございます。

特に連絡事項はございません。ありがとうございました。

○西村会長 それでは以上をもちまして、第2回の新宿区消費生活地域協議会を終了させていただきます。

最後までありがとうございます。